

## 建築設計及び工事監理業務委託の成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は県土整備部において発注する建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）に係る設計及び工事監理業務委託の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって厳正かつ、適正な評定の実施を図ることにより、評定結果の活用による業務の受注者の適切な選定を促進し、もって業務委託の品質確保に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要領は建築工事等にかかる設計及び工事監理業務委託に適用する。ただし、業務委託料が100万円未満の業務、又は、簡易な改修工事（佐賀県建築設計・工事監理委託料算定基準の別表2-1における工事区分Ⅰ及びⅡ）の業務にあつてはこれを省略することができる。

### (評定者)

第3条 業務委託の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、「建築に関する調査・設計・工事監理業務委託検査要領」に定める検査員ならびに監督員とする。

### (評定の方法)

第4条 評定の方法は業務委託の1件ごとにおこなうものとする。なお、設計と工事監理を合わせて、業務委託した場合は、各々の業務について、評定を行うものとする。

2 評定は監督または検査により、確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適性かつ公正に行うものとする。

3 前項の評定を行う場合であつて、検査の結果修補等が必要となつた業務委託については、修補前の状態で評定を行うものとする。

4 評定の結果は、別記様式第1に定める業務委託成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

### (評定基準)

第5条 評定に際しての採点基準については別に定めるところによる。

### (評定の時期)

第6条 検査員は完了検査を実施後速やかに、監督員は業務の完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

### (評定表の提出)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を、佐賀県財務規則第2条第9号に規定する収支等命令者（以下「収支等命令者」という。）に提出するものとする。

### (評定の結果の通知)

第8条 収支等命令者は、評定者から評定表の提出があつたときは、評定の結果を別記様式第2

に定める業務委託成績評定通知書により、評定の対象業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。なお、設計と工事監理を合わせて業務委託した場合は、工事監理業務が完了した時点で併せて通知するものとする。

#### (評定の修正)

第9条 収支等命令者は、第8条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、必要な修正を行わなければならない。

2 収支等命令者は、前項の修正を行ったときは、その結果を別記様式第3に定める業務委託成績評定再通知書により、評定の対象業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

#### (説明請求等)

第10条 第8条及び第9条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年7月8日佐賀県条例第29号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に、別記様式第4により収支等命令者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 収支等命令者は、前項による説明を求められた場合、書面を受理した日から起算して14日（休日を含む。）以内に別記様式第5により回答するものとする。

3 収支等命令者は、前項の回答をする場合、佐賀県県土整備部成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を求めることができる。

#### (再説明請求等)

第11条 第10条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、別記様式第6により収支等命令者に対して再説明を求めることができる。

2 収支等命令者は、前項による再説明を求められたときは、第10条第3項を準用し、別記様式第7により回答するものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

##### (施行期日)

この要領は、平成23年7月21日から施行する。

##### (適用)

この要領は、平成23年4月1日以降に契約した業務委託のうち、施行期日以降に完了した全ての業務委託に適用する。

##### (適用)

この要領は、平成28年4月1日以降に公告又は通知を行う業務委託から適用する。

業務委託成績評定表		
		平成 年 月 日
発注機関名： _____		
業務委託名称		
契約金額	当初：¥	最終：¥
履行期間	当初：	設計 平成 年 月 日～平成 年 月 日
		監理 ～平成 年 月 日
	最終：	設計 平成 年 月 日～平成 年 月 日
		監理 ～平成 年 月 日
完了年月日	設計 平成 年 月 日	
	監理 平成 年 月 日	
完了検査年月日	設計 平成 年 月 日	
	監理 平成 年 月 日	
受注者	所在地	
	名称	
管理技術者氏名		
一般(主任)監督員所属・氏名	所属：	氏名： 印
主任(総括)監督員所属・氏名	所属：	氏名： 印
検査員所属・氏名	所属：	氏名： 印
<b>業務評定点</b>		
建築設計業務	業務評定点(総合点)①-③[①-③-④] ( ) [ ] (再通知を行った日付 平成 年 月 日)	
	業務評定点(総合点)の内訳	
	①業務評定点(総合点:減点無し)	( ) [ ]
	②基礎点	( ) [ ]
	③業務履行中に生じた事由による減点	( ) [ ]
④業務完了後に生じた事由による減点	[ ]	
工事監理業務	業務評定点(総合点)①-②[①-②-③] ( ) [ ] (再通知を行った日付 平成 年 月 日)	
	業務評定点(総合点)の内訳	
	①業務評定点(総合点:減点無し)	( ) [ ]
	②業務履行中に生じた事由による減点	( ) [ ]
	③業務完了後に生じた事由による減点	[ ]

※[ ]内は修正後

第 号  
平成 年 月 日

(受注者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

(収支等命令者)

印

### 業務委託成績評定通知書

平成 年 月 日付けで契約した下記の業務について、建築設計及び工事監理業務委託の成績評定要領（以下「要領」という。）第8条の規定に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、要領第10条の規定に基づき書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

説明を求める場合の問い合わせ先は、下記のとおりです。

#### 記

- 1 業務委託番号 ○○委第○○号
- 2 業務委託の名称 ○○○○○○○○設計監理業務委託
- 3 履行期間 平成○年○月○日～平成○年○月○日
- 4 完了検査年月日 設計：平成○年○月○日  
監理：平成○年○月○日
- 5 評 定 点 設計：業務評定点（詳細は別表のとおり）  
総合点 点  
(基礎項目及び創意工夫項目の評価によるもの)  
基礎点 点  
(基礎項目のみの評価によるもの)

監理：業務評定点（詳細は別表のとおり）

総合点 点

- 6 問 合 せ 先 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59  
佐賀県県土整備部建築住宅課○○○○担当  
0952-25-○○○○

(別表) (建築設計業務)

## 項目別評定点

業務委託の名称	
受注者の名称	
業務評定点 (総合点: 減点無し)	点
業務履行中に生じた事由による減点	点
業務完了後に生じた事由による減点	点

### 業務評定点 (総合点: 減点無し) の加減点数の評価項目別内訳

評価項目		評価の視点	項目の分類	得点 / 配点
業務の実施能力	業務実施体制	実施体制・自主管理	基礎	/ 1.00
	管理技術者の能力	業務の全体把握、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力 (プレゼンテーション力)、協調性	基礎	/ 2.00
	主任担当技術者の能力	他分野との調整、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力 (プレゼンテーション力)、協調性	基礎	/ 2.00
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 (途中成果物) に関する評価	記載の程度 途中成果物の内容	基礎	/ 4.00
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎: 打合せ内容の理解、記録、指示、協議事項への対応	基礎	/ 2.00
		創意工夫: 設計提案等の説明 (プレゼンテーション力)	創意工夫	/ 1.00
	与条件の理解、業務への反映 (設計提案) 提案力、業務執行技術力	基礎: 与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解、施工に関する一般的な知識	基礎	/ 4.00
創意工夫: 創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整		創意工夫	/ 3.00	
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度、成果物の内容、資料等の整理、指示・協議事項への対応	基礎	/ 20.00
	課題への対応	課題 (物理的条件、社会的条件、要望、コスト) への対応	創意工夫	/ 8.00
小計 (基礎項目)				/ 35.00
小計 (創意工夫項目)				/ 12.00
合計				/ 35.00

(表の見方)

- 1) 評定点は 65 点を標準として加減点最大±35 点で算出している。
- 2) 「創意工夫の余地の小さい業務」については、創意工夫項目の評価は行わない。



(別表) (工事監理業務)

## 項目別評定点

業務委託の名称	
受注者の名称	
業務評定点 (減点無し)	点
業務履行中に生じた事由による減点	点
業務完了後に生じた事由による減点	点

### 業務評定点 (減点無し) の加減点数の評価項目別内訳

評価項目		評価の視点	得点 / 配点
専門 技術力	業務執行技術力	目的と内容の理解 必要情報の把握 検討・確認項目、検討・確認内容 打合せ資料の内容 十分な技術力	/ 11.4
	実施手順 工程管理能力 調整能力 迅速性	実施計画、実施手順、工事工程管理 実施体制 打合せ内容の理解、記録 協力事務所等間の情報伝達 工程管理	/ 7.34
管理 技術力	品質管理能力	ミス防止の実施	/ 0.48
	弾力性等	工事工程の変更への対応	/ 1.20
コミュニケーション力	説明力 表現力 協調性	理解しやすい説明・表現 円滑な業務遂行への努力	/ 1.68
取組姿勢 社会性	責任感 積極性	責任感の強さ 積極性	/ 3.20
施工計画の確認検討 施工図等の検討 工事の確認		目的の達成度 業務報告書等の的確な取りまとめ ミスの有無	/ 9.70
合計			/ 35.00

(表の見方)

- 1)評定点は 65 点を標準として加減点最大±35 点で算出している。
- 2)加減点数の項目別の配点は、業務内容によって異なる。

第 号  
平成 年 月 日

(受注者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

(収支等命令者)

印

### 業務委託成績評定再通知書

平成 年 月 日付けで契約した下記の業務について、建築設計及び工事監理業務委託の成績評定要領（以下「要領」という。）第9条の規定に基づき評定した結果を再通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、要領第10条の規定に基づき書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

説明を求める場合の問い合わせ先は、下記のとおりです。

#### 記

- 1 業務委託の名称 ○○○○○○○○設計監理業務委託
- 2 履行期間 平成○年○月○日～平成○年○月○日
- 3 完了検査年月日 設計：平成○年○月○日  
監理：平成○年○月○日
- 4 評 定 点 設計：業務評定点（詳細は別表のとおり）  
総合点 \_\_\_\_\_ 点  
(基礎項目及び創意工夫項目の評価によるもの)  
基礎点 \_\_\_\_\_ 点  
(基礎項目のみの評価によるもの)

監理：業務評定点（詳細は別表のとおり）  
総合点 \_\_\_\_\_ 点

- 5 問 合 せ 先 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59  
佐賀県県土整備部建築住宅課○○○○担当  
0952-25-○○○○

平成 年 月 日

(収支等命令者)

あて

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

建築設計及び工事監理業務委託成績評定に係る説明請求について

平成 年 月 日付、 第 号で通知された業務の評定結果について、  
建築設計及び工事監理業務委託の成績評定要領第10条の規定に基づき、下記のとおり説明請求します。

記

- 1 業務委託の名称 ○○○○○○○○設計監理業務委託
- 2 説明請求内容等



第 号  
平成 年 月 日

(受注者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

(収支等命令者)

印

建築設計及び工事監理業務委託成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

なお、本説明に疑問があるときは、建築設計及び工事監理業務委託の成績評定要領第11条に基づき書面により再説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

記

- 1 業務委託の名称 ○○○○○○○○設計監理業務委託
- 2 疑問に対する回答

平成 年 月 日

(収支等命令者)

あて

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

建築設計及び工事監理業務委託成績評定に係る再説明請求について

平成 年 月 日付、第 号で通知された説明書（回答）の内容について、建築設計及び工事監理業務委託の成績評定要領第11条の規定に基づき、下記のとおり再説明請求します。

記

- 1 業務委託の名称 ○○○○○○○○設計監理業務委託
- 2 再説明請求内容等

第 号  
平成 年 月 日

(受注者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

(収支等命令者)

印

建築設計及び工事監理業務委託成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで説明を求められました説明書（回答）の内容について、建築設計及び工事監理業務委託の成績評定要領第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

- 1 業務委託の名称 ○○○○○○○○設計監理業務委託
- 2 疑問に対する回答